

第16回紀の川流域委員会

議事録

暫定版（一部発言分が未確定）

日時 平成15年7月28日（月）
午前 1時15分 開会
午後 4時02分 閉会
場所 JAビル 本館5階 大ホールA

第 16 回 紀 の 川 流 域 委 員 会

議 事 次 第

第 2 部 (公 開)

1 . 開 会

2 . 審 議

関係住民の意見の聴取方法について

(資料 - 1)(委員長資料)

3 . 報 告

岩出町の樹木について
大滝ダムの状況について

(資料 - 2)(資料 - 3)

4 . そ の 他

その他

・次回の開催について
一般傍聴者からの意見聴取

5 . 閉 会

《その他参考資料》

・委員からの意見、要望

(参考資料 - 1)

・一般からの意見、要望

(参考資料 - 2)

庶務

ただいまから紀の川流域委員会、第16回委員会、第2部を開催させていただきます。司会進行は、庶務を担当する和歌山河川国道事務所調査第1課が務めさせていただきます。私は調査第1課長をしております和佐でございます。よろしくお願いいたします。

第1部は後任委員の選定についてということで、プライバシーの問題もあり、前回の委員会において非公開で実施することが決められていましたので、第2部からは公開で開催いたします。

では、最初に資料の確認をさせていただきたいと思っております。受付でお渡しいたしました座席表。黄色のA4のペーパーの発言にあたってのお願い。本日の議事次第。関係住民の意見の聴取方法の事例について、資料-1でございます。意見聴取検討運営方針(案)、委員長資料でございます。大滝ダムの状況について、資料-2でございます。大滝ダム白屋地区における亀裂現象について、資料-3でございます。委員会の意見、要望、参考資料-1でございます。一般からの意見、要望、参考資料-2でございます。以上が本日の配布資料でございます。

なお、委員の方には事前に配布したもののほかに追加資料、訂正箇所が一部ございましたので、本日の資料で審議をお願いしたいと思います。不足の資料がございましたら挙手をお願いいたします。整えさせていただきます。よろしいでしょうか。

また、本日は後ほど一般傍聴の方にも発言の時間を設けていますので、ご発言の際は、「発言にあたってのお願い」をご一読いただければと思いますが、確認のために読み上げて説明とさせていただきます。

本日は、後ほど、一般傍聴者の方からの発言の時間を設ける予定ですので、審議中については、ご発言をご遠慮願います。第1回紀の川流域委員会において決められた公開の原則に基づき、発言の内容については議事録を作成し、公開する予定です。一方、プライバシーに配慮することが決められていますので、発言される際は、発言の都度、冒頭で次の内容をご発言いただきますようお願いいたします。必ずマイクを通してご発言ください。お名前、ご住所あるいはご所属名等、議事録へ個人名を掲載するかしないか、議事録へご所属名を掲載するかしないか、議事録の公開前に確認を必要とするかしないかをよろしくお願いいたします。

なお、本日、岩橋委員からは欠席という連絡をいただいております。本日、本委員会は委員総数22名中、20名の出席により、本委員会規約第3条第3項により成立していることを報告いたします。

それでは中川委員長、よろしくお願いいたします。

中川委員長

委員会の初めに、前回の委員会で上本委員の後任委員となりました山崎委員をご紹介します。山崎委員は和歌山市水道局工務部水質試験課長で、水道原水の立場から委員会に参加していただくこととなります。

それでは、山崎委員から簡単にごあいさつをお願いします。

山崎委員

どうも初めまして。このたびは、前委員の上本委員の後任ということで、水道原水の立場から本委員会の委嘱を受けました山崎と申します。途中からの参加ではありますが、何とぞよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

中川委員長

どうもありがとうございます。

それでは、次に、後任委員選定結果についてご報告いたします。江種委員辞任に伴う扱いにつきまして、前回委員会で委員を補充することを決めていただきました。また、候補者の選定については、プライバシーの問題もあり、非公開で実施することに決めていましたので、本日13時15分から、紀の川流域委員会規約第3条第5項に基づきまして、具体的な候補者を選定し、委員会委員として追加することを決定いたしました。

選定の基準は、まず、江種委員が提起してこられました紀の川の水質、あるいは水利上の瀬切れ問題等に関連して対応していただける方。第2といたしまして、紀の川の水質に精通されている専門家。第3に、水環境工学の学識経験者であること。第4に、紀の川に造詣が深い学識経験者。5番目としまして、江種委員の後任という点で、年齢を考慮いたしまして選定しております。

なお、追加委員候補者については、候補者の承諾を得ておりませんので、本日公表はできませんが、ご本人の承諾を得て、委員会委員として委嘱するよう、近畿地方整備局長に要請することを決めました。このようにご報告させていただきます。

それでは、議事にのっとりまして審議を進めていきたいと思っております。

まず、「2. 審議」についてでございますが、議題は、関係住民の意見の聴取方法についてでございます。紀の川流域委員会としまして、紀の川河川整備計画の策定に当たって、関係住民の意見の聴取方法についての意見を述べるということが、委員会としてのもう1つの目的になっております。この事項につきまして、河川管理者がどういった形で関係住民の方々の意見を聴取したら適切であるか、これを皆さんからご提案いただきたいと、前回の委員会をお願いしていたところでございます。皆さんからいただいたご意見、ご提案をもとに、議論をしていきたいと思っております。それを議論した上で、この委員会としての考え方を示していきたいと、こう存じております。

議論に入る前に、確認の意味で、新しい河川法で定められた河川整備計画策定の流れについて、庶務から説明をお願いしたいと思います。

庶 務

それでは、庶務の方から、「河川整備計画策定の流れ」について説明をさせていただきます。パワーポイントを使って説明をさせていただきます。

<< 資料-1 説明 >>

中川委員長

どうもありがとうございます。

河川整備計画策定の流れを庶務の方から説明していただいたわけですが、今ありましたように、住民の意見を反映するために、地域の住民からの意見を聴取する必要があります。本日も議論いただくのは、住民意見の聞き方、手段、あるいは方法ということになります。私なりに考えてまいりますと、今後、意見の聴取を行いますと、いろいろな意見が出てまいりまして、すべての意見を原案に反映するという事は非常に難しいと考えるわけです。こういったことから、関係住民から聴取する意見を紀の川河川整備計画原案に反映するか否かの判断基準が必要ではないかと考えます。

その中で反映できないものといえますか、そういうふう考えられるものが幾つかございます。具体的に申しますと、まず、河川法上の制約によって、河川管理者が実施不可能なもの。第2に、技術的、制度的な面で、今後20年ないし30年の間に実施することが不可能なもの。第3に、河川整備の方向性にそぐわないもの。第4に、社会的意義が低いもの、あるいは社会的にはないもの。

の。第5に、社会的な合意が得られないもの、もしくは得られそうにないもの。こういったことが挙げられるのではないかと思います。こういったことも、意見聴取の前段階として示していく必要があるのではないかと思います。

さて、本日のテーマでございます意見聴取の方法について考えてみますと、1つは、意見聴取の方法として非常に複雑で時間や費用がかかる、そういうものはよくないのではないかと。次に、意見が非常に偏ることもよくないと。第3に、それに携わる人、あるいは影響を受ける人が非常に大事であるということでもあります。また、説明会をやるとすれば、その具体的な方法として、これは地区ごとに行って、地区の関連する内容に十分な時間を配分すると、こういうような方法が必要ではないかと。その地区として、郡単位、あるいは、ここでは五條、橋本、これを1つの単位にするとか、余り小さくなり過ぎない範囲の川筋ごとに地区を区切って行えばよいのではないかと、私の考えですが、こういった配慮が必要かと思えます。

繰り返しになりますが、先ほど説明がございました河川整備計画策定の流れを踏まえていただいて、委員の皆様には、まず河川管理者の聞き方を議論していただきたいと思えます。次に、流域委員会として河川管理者に、こういう方法で地域住民、流域住民の意見を聞きなさいということを示していただきたいと考えております。その上で、河川管理者が聴取した住民の意見を委員会で聞くといった順序になろうかと思えます。

それでは、意見の聴取の方法について、皆様のご意見なりご提案なりをいただきますとありがたいのですが、どうぞ、自由にご発言をお願いしたいと思います。

ございませんか。

そうしたら、私が庶務の方に事前に、先進事例といいますが、ほかの河川の流域委員会で行われました住民意見の聴取といったものの事例を整理するように指示しておきましたので、まず庶務の方からそういったもののご説明をお願いします。

庶 務

庶務の方からは、委員長の指示に基づきまして整理したものを、パワーポイントを使って紹介させていただきます。

既に河川整備計画が策定された、全国8河川の住民意見の聴取の方法の事例を取りまとめたものでございます。

<< 資料 - 1 説明 >>

中川委員長

どうもありがとうございました。

今、庶務の方から先進事例につきまして説明をしてもらいました。これについて何かご質問、あるいはご意見がございましたら、どうぞおっしゃってください。

養父委員

養父でございます。

これは時系列的には、大体いつぐらいまでのどんなふうな行程で、住民の意見聴取を頭の中に入れて発言させていただいたらよろしいですか。期間です。

中川委員長

原案ができて、それから意見聴取をするか、あるいは、ここで検討をしながら、河川整備計画ができた時点でやると、そういった方法もありますね。行程的には、今のところ、原案ができませんのが次々回。したがって、10月ごろになると思うんですね。原案ができ次第、できるだけ早く、関係の住民の方々のご意見を問うた方が僕はいいと思うんですけどね。

そうしますと、11月か12月ごろ。その意見を聴取するのは1カ月かな。説明会を開いてまいりますと、先ほど私が言いましたように、各ブロックごとにずっと説明して回らないといけないわけです。説明会にしても公聴会にしても、それでご意見を承ると。それと同時に、すべての人にアンケートを実施すると。そういうことをやりますと、恐らく2カ月ぐらいかかると思いますね。したがって、来年の1月ぐらいになるかと思うんですけどね。それぐらいの行程で考えていただいたらどうかと。

養父委員

そうすると、原案ができ上がった段階でご説明に上がると。あるいは、公聴会を開くという、委員長の今のご発言で。

中川委員長

私の考えはそうです。

養父委員

私もそれに別に異論はないんですけどね。

中川委員長

それだけではだめで、一応、皆様のご意見を踏まえて修正をしないといけない。その修正をやった上で、もう一度また説明会を開くと、そういう必要も僕はあるんじゃないかと思いますがね。したがって、それはそれ以後になるというふうにお考えいただければいいと思います。

養父委員

わかりました。私も異論はございませんので。

中川委員長

ほかにどうぞ。

これは河川管理者から、紀の川の河川整備計画を関係の住民の皆さん方に周知していただいて、またその意見を聞くと、こういうことになるわけですね。

湯崎委員

公聴会を開く、また説明会があるんですけども、住民としましては、いきなり提示されても余り気がつかないとか、例えば紀の川に対してのこういう委員会があって、ずっと2年越しにされているということの認識が少ないと。やはり、こういう問題に対する理解がそう熟成していな

い間に、説明会と公聴会ということになって、システムだけが進んでいくと思うんですね。ですから、こういう経緯で計画の原案ができたんだけど、これから皆さんの公聴会が始まりますというような事前の広報活動が大事になってくるかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

中川委員長

確かにそうですね。突然出てきても、説明会でずっと説明されても、そのプロセスもわからないし、原案の中には、実際の具体的な実施計画というようなものも入ってくるわけですから。だから、そういう趣旨等の事前のインフォメーションを与えていく、これが必要じゃないですかね。

そうすると、今、私が申しましたような、実際の説明会とか公聴会とかの行程を組んで、これは原案がどこでできるかということを決まってくるわけですが、その原案ができる上がるプロセスで、そういったいろいろな広報活動をやるということになるかと思うんですね。したがって、例えば公聴会が開かれる1カ月以上前に、どういう趣旨でとか今までの経緯ですね、この委員会でいろいろ議論された経緯、そういったものをかいつまんで要約をつくって皆さんに配ると、こういうことになるかと思うんですが、それでよろしいですかね。

湯崎委員

自分が住民だったらどうかなということで考えますと、10月ごろに原案ができるということであれば、やはり、少なくとも一、二カ月前に、国土交通省のご予算の中で、関心を持っていただくためのPR、事前広報活動をなされた方がいいと思うんですけれども。

中川委員長

はい、どうぞ。

古田委員

古田でございます。

まず、流域住民の方というのは、紀の川流域委員会の計画原案の成立というのを、ある意味で非常に待ち望んでいる部分というのがあると思うんです。そういう意味で、先ほど言われた意見に対して別に反発するわけじゃないんですけども、インフォメーションとしては、きっちり原案ができた段階で、委員長の見解で構わないと思うので、原案の原案というふうなことになるのかもわかりませんが、そこら辺できっちり記者発表されて、委員長が説明されて、新聞発表なりプレス発表なりすれば、ある意味での事前の告知は十分できるんじゃないかと考えます。

そういう中で、住民の意見を聞きながら修正していくというふうな部分を強調すれば、住民との今後の展開というのは、さらに開けていけるんじゃないかなというふうには思います。

手法については、先ほど委員長が説明されたような方向性の中で展開されていくのに、私も異議はないです。

中川委員長

今、事前のPRといたしますか、そういったものの広報活動についても、いろいろご意見をいた

だいております。より効果的な意見の聴取方法を提案するために、委員会として、こういった方法でやりなさいということ河川管理者の方に言うわけですから、できましたら、委員の中から意見聴取の検討会といったものをつくって、細かな内容を決めていただいた方がいいのではないかと思うんですね。できれば、それを次々回ぐらいの委員会に提案していただいて、そこで、この委員会としてその方法を決めさせていただくと。それでよろしいですかね。そういったことを私が提案したいのです。

これは何をやっていただくかということ、非常に効果的な意見の聴取の方法、整備計画原案をPRする方法、あるいは、整備計画原案を効率的に理解していただく方法、そういったものについて、この検討会でまとめていただければというように思いますが、よろしゅうございますかね。そういった方法をとって。

はい、どうぞ。

江頭委員

江頭です。

基本的に、今、委員長がおっしゃったようなことかと思うんですけども。どういう人を対象にするかということ、ここら辺を少し検討しておかないと、意見聴取の仕方が固まってこないんだと思うんですね。紀の川流域にどういう組織があるのかということとはよくわかっておりませんが、例えばいろんな農業関係の組合とか漁業関係の組合とか、それ以外の町内会、あるいは全くの一般住民とか、いろいろあろうかと思うんです。それらの情報を少しまとめていただいて、こういった方法で意見を聴取するかを検討していけばというふうに思います。

中川委員長

そういったものにつきましても、今言った検討会といったところで情報を集めていただければ、非常にいいんじゃないかと思います。

いわば、今言いました意見聴取の検討会、これは仮称ですけども、そういうところでは、先ほど言いました3つぐらいの基本的な考え方、そういった考え方をつくっていただくと、この委員会としての原案のたたき台をつくっていただくと。それをこの委員会に提案していただいて、それについて委員会で審議をしていただくと、そこで決めるということでしょうかと思うんですけどね。

よろしゅうございますか。委員になっていただく方は非常に大変かと思っておりますけども。

早速ですけど、私はこういう考え方を持っていて、私なりにその運営方針案というのをつくりましたので、これを庶務の方で読み上げていただきたいと。

庶務

それでは、委員長資料と書かれました「意見聴取検討会運営方針(案)」について読み上げさせていただきます。

<< 委員長資料 読み上げ >>

中川委員長

ただいまの規約といたしますが、それについてご質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、意見聴取検討会というのを設置させていただいて、この規約をもって運営をしていただきたいと思います。

そこでまた、委員の選定でございますけれども、私といたしましては委員会へのたたき台をつくっていただくわけですから、できればそういったことにたけておられると言ったらこれはまた非常に問題があるんですけど、私なりに神吉委員、古田委員、湯崎委員、養父委員、今中委員の5人の方をお願いしてはどうかということを考えております。座長には、地域、まちづくり、そういったものに関して非常にお詳しい神吉委員をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。また、ほかの皆さんもお引き受けいただけますか。嫌やという人は言うてください。

それと、ほかの委員でぜひ検討会に加わりたいという方はおられますか。どうぞ遠慮なく。20人全部やったら委員会と同じことになりますので、自分は非常にいい、プロポーザルな意見を持っているという方はぜひ参加していただいて結構なんです。できれば5人でつくってもらって、この委員会に上がってきた時点で、それについてのご意見を承って、それを修正するということが一番効率的ではないかと僕は思うんですけど。

それでよろしゅうございますか。

それでは神吉委員を座長にして、ほかの4人の委員の方々にひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。これは、先ほどの行程からしましてもできるだけ早くやっていただきたいと思ひわけです。次回の流域委員会には出しませんけれども、できれば次々回の流域委員会までに原案をつくっていただきたいと思ひます。

それでは、特に神吉さん、よろしくお願ひしたいと思ひます。

神吉委員

神吉です。

重要な役割をいただきまして、ありがとうございます。2カ月か3カ月ほどで急速に作業しなければいけないようなタイプの検討会だということで頑張りたいと思ひます。

ついでですので、私なりの意見を一言だけ申し上げますと、基本的には整備計画をつくるための聴取であるということではあるんですが、せつかく流域の全体の人々の意見を聞く機会であるし、この流域委員会自体も多分野の人々の間の関係が初めてできたようなものがあると思ひます。私個人の意見としては、整備計画が施行された後も含めて、例えば流域の上流と下流の連携ですとか、いろんな分野の住民団体さんとの間の協力ですとか、そういうことがさらに後に発展するんだというような意識も持っていただくきっかけになることも、聴取という作業の中に含めてもいいんじゃないのかなと。例えば水質の問題であるとか、そういう取り組みがないと今後進めていけない部分がたくさんあるんだろうと思ひますので、個人的にはそんな少し夢の広がる話も含めて考えていったらどうかなというふうに感じております。いろんなアイデアをいただきたいと思ひますし、情報収集するのが一番大事な役目かなという気がしておりますので、ご協力いただければと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

中川委員長

どうもありがとうございます。それでは、今申しました5人の委員さんで意見聴取方法の検討会を発足していただきます。次々回の委員会を目標に、先ほど申しました判断基準といいますか、そういうものも念頭に置いて意見聴取の方法を整理していただいて、委員会にご提案をお願いしたいと思ひます。ひとつよろしくお願ひします。

それでは、「3.報告」に移らせていただきますが、初めに岩出町の樹木についての報告です。前回の委員会で岩出町の樹木の問題について養父委員と土岐委員に現地のご視察を願った上で、その結果について、まず養父委員の方からご報告をお願いできればと。

養父委員

養父でございます。

前回の委員会で委員長の方から土岐委員と私が指名を受けまして現地視察を行わせていただきました。岩出町の河道内樹木については先般の委員会でいろいろご紹介を受けたわけですが、治水面や環境面、それから管理面からどんな影響があるのかということで、6月19日に現地確認を行いまして、助言を行ったということでございます。

冒頭、先方の岩出夏祭り実行委員会の主催は、岩出町ではなくて岩出町商工会であるということで、訂正のご指摘を承りました。それから、当日の参加者は土岐委員と私ども以外に、庶務と和歌山河川国道事務所の3名、それに岩出町商工会3名で現地を見たというわけでございます。

樹木としては、名前ですけれども、エノキやムクノキ、ヤナギのほかにも外来種でありますニワウルシという木がたくさん繁茂しているという状況で、河川管理施設の、高水敷と低水敷を分けている護岸の部分、そういったところに影響を与えているというものも結構見られました。

それから、帰化植物で有名なセイタカアワダチソウの群落が相当広がっていたり、あるいはクズの群落やヤブガラシなんかがたくさん群生化してまして、本来の河川の中の植生が生育しにくい状況になってきているということです。

現地のその場所につきましては、エノキ、ムクノキ、あるいはヤナギの仲間が結構茂ってますので、陸上性の昆虫の生息場所になっている可能性があるということで、調査が必要だということで助言を行いました。

7月いっぱいには野鳥の繁殖時期でございまして、伐採や間伐を行う場合には時期を検討する必要があるということで助言を行いました。

紀の川の堤防の中の樹木の管理につきましては、先ほど申し上げましたように外来種、いわば外国から入ってきた日本のものではないニワウルシが非常に繁茂しているということで、護岸の部分に根を張って、その部分を風でゆすったりするということで、治水上の障害となるものについては今後伐採を検討した方がいいんじゃないかということ。

それから、紀の川の河道内樹木の管理についてということでございますが、岩出町の花火実施箇所の昆虫調査は、私どもは詳しいことは聞き及んでいないのですが、昆虫調査を今年度に行うということで、調査業務として発注済みだというふうに聞いてございます。

それから、実は、河川の中の1カ所の環境の議論をしてもなかなか全体の中での評価ということがしにくうございますので、将来的に河川環境の管理計画に必要な生物調査等について実施していくと。いわば全体の評価、ある一点を検討するときに全体を見た中でどうするのかといったような管理計画ですね。そういったものも検討していくということでございます。

それから、岩出町商工会の方針としましては、岩出町の方針については、河道内の樹木の伐採については岩出夏祭り実行委員会に諮っておられないということで、今年度は予算措置等もできていないことから、伐採の実施はしないということです。来年度以降河川管理者と協議をしながら対応していきたいということのご報告を承りました。

おおむね以上でございます。

中川委員長

はい、どうもありがとうございました。

これについて何かご質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

こういった河道内の樹木の問題というのも合わせて、次回ぐらいに、やはり整備計画に伴う環境の問題をどういうふうに組み込んでいくかというようなことについても議論をしていただいて、まだ国土交通省にしてもはっきりしていないところがあるんだけど、紀の川なりの考え方というか、要するに河川の河道断面、通水断面、そういったものが非常に通水能力が阻害されるというようなこともございますから、このままで放置しておくわけにもいかない。とあって、一方ではそれが生態系の保全に役に立っているというところもございまして、そのこのところをどういうふうに調整していくかというのが非常に大きな問題だと思いますので、次回ぐらいに原案の原案といいますか、そういうものを出してこられたときに、皆さんでご議論を願いたいと思っております。これも非常に大きな河川の環境問題として非常に大きな議論になると思うわけです。紀の川なりのひとつのアイデンティティーを出すということが必要ではないかと。

よろしゅうございますか。

それでは、岩出町の樹木のことにつきましては以上とさせていただきます。

次に、大滝ダムの状況についての報告ですが、これにつきましては、岩畑委員の方から、この委員会で大滝ダム白屋地区におけるいわゆる亀裂現象といいますか、そういったものについて詳細な経緯を説明してほしいという要望書が参っております。また、小川委員を通じて玉川峡を守る会から同じような意見書がありますし、さらに白屋地区の区長さん並びに副区長さんの嘆願書もいただいております。

小川委員

委員長、小川です。

ご本人様がきょう、委員会にどうしても来たいとおっしゃって、いらしているので、できればこの大滝ダムの状況についてのところでご本人さんから意見を発言していただきたいんですけども、ほかの委員の方はどうでしょうかね。本来なら一般の傍聴者からの意見聴取のところに入るんですけども、かなり重要な問題だと思うんですよ。すごく急いでいることだとも思うし。それで、できたら委員会の議題じゃないんですけども、ほかの委員の人にも聞いていただきたいなと私は思っているんですけど、どうでしょうか。

中川委員長

そういう要望があったので、まずは大滝ダムの今の現象について河川管理者の方から経過を説明してもらった上で、その報告についてご質問、要望があれば、その後にしていただいたら。皆さん理解をされた上でそういった声が出てくるということかと思うんです。そうしていただきたい。

小川委員

はい、わかりました。

中川委員長

今申しましたように、そういった要望なりあれがあるんですが、この問題については、これをよく地すべり現象と言って、そういうものが発生したと。これはこの委員会といたしましては、紀の川の整備計画を策定するに当たって、非常に重要な条件である大滝ダムの貯水池の運

用問題、そういうものにかかわることでもありますために、河川管理者から報告をしていただくと。そういうことであります。

ただし、この亀裂に関する観測データの確認とか、貯水位の低下、その他につきましては、ご承知のように大滝ダム、白屋地区の亀裂現象対策検討委員会というもので議論をされておりまして、対策法等につきましての今後の対応についても同様に議論がなされるというように聞いております。それで、さらに四者協議会を初め、事業者と住民とのいろいろな会議の場が持たれまして、そこでも話し合いが行われておりまして、この流域委員会としては先ほど私が申し上げましたようなことで、一応報告というものをさせていただくということにしたいと思っております。あくまでも大滝ダムの運用にかかわることでもありますために、この報告を受けたいと思っております。

大滝ダムで起こっている現象につきましては、今申しましたように対策検討委員会の場で議論されておりまして、対策法等につきましても同様に議論がなされておるわけですから、このことにつきましては事業者と住民との話し合いが行われていると聞いておりますので、ここでは報告までといたしたいと思っております。

一般傍聴者

地元の方の意見も聞いてください。

中川委員長

後で聞くと言っているじゃないの。

それでは、まず河川管理者からの報告をお願いしたいと思います。

渡邊所長（国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長）

紀の川ダム統合管理事務所長の渡邊でございます。大滝ダムの状況についてということで簡単に説明させていただきます。

<< 資料 - 2 資料 - 3 説明 >>

中川委員長

それでは、ただいまの報告につきましてご質問などがありましたらどうぞ、お聞かせ願います。

古田委員

済みません、初歩的なことをお聞きするんですけども。

がけ崩れというか、こういうふうな現象が起きているのは、上流では白屋地区だけなんですか。集落のないところでいわゆるがけ崩れが起きているというのはないんでしょうか。

渡邊所長（国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長）

渡邊でございます。

今大きな亀裂等々が発見されているのは白屋地区だけでございます。貯水池全体につきまして、今いろんなところに、白屋区ほどの密度で機械を設置しておりませんけれども、幾つかのところに機械を設置していますけれども、それについても特に大きな変状は出てございませんし、

あと、毎日1回人の目で巡視という形で、いろんな貯水池沿いののり面を監視しておりまして、その中で大きな変状等々は今のところ見られてないということでございます。

中川委員長

はい。

岩畑委員

岩畑です。

私の方からの要望書の中でもうたっているんですけども、今回の件は、ダム計画の当時から重大課題であったということを知り及んでいるわけなんですけれども、現実には78年、奈良県では潜在的な地すべり地という報告をきちっと上げている。ないしは、81年にはこのダム貯水池の地すべりの可能性があるということを知り、今回の検討委員会の渡委員長自身が提言しているということになっているんですけども、そういったその当時の懸案、重要な課題、危険性に、工事着工をするときにどういう対処をしたのかということが、私が一番知りたかったところでもあります。今現実になんかこうなった、ああなったということは当然のことなんですけれども、そのところなんですよね。

それをちょっと、当時の関係を、古い話ですからあれですけども、説明していただけますか。

渡邊所長（国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長）

はい。

当時、48年から54年に県の委員会で検討がありまして、その後当時の建設省大滝ダム工事事務所の方で委員会を開催させていただいて、当時地すべり地帯だということがございまして、地すべり対策としてアンカー工でありますとか鋼管ぐい工等々につきまして、先ほど白屋地区の全景画面がありましたけども、あの写真を見て、集落の下にコンクリートの護岸がぱっといっばい張ってあったと思うんですけども、あの位置で当時想定されている地すべりについての対策を行ってきたところでございます。

今回につきましては、その当時委員会等々で想定できなかった事象について、そういうことが起こっているのではないかと想像しているところでございますが、細かいところ、技術的な詳細につきましては、また委員会の方で議論していただかないとちょっと今の段階では判断できないところでございますけれども。

当時委員会で言われた部分についての対策については、あの下の部分で、対策の工事は水をためる前にやってきたところでございますけれども、それ以上の部分が何らかの変状が出ているのではないかと想像しているところでございます。

岩畑委員

岩畑です。

それと、当時の地元の集落の方との話し合いで、そういう危険性をどの辺までというのかどの程度というのか、危険性がある、またそれが補強工事によって回避されるんだと、したがって安心なんだということでの話し合いというんですか、そのところはどの辺まで話の議論が深まって合意ができてたのか。

それで、ご紹介もあったように、たまたまきょうは地元の区長さん並びに副区長さんが来られているということで。これは議案的に非常に重要なことでもある、今後のダムの問題として、ダ

△建設をやっていくということに関して、当時の危険についての話し合いの状況はどうであったのかということも含めて、一度ご発言を願ってもいいんじゃないかというふうに思うんですけども、委員長、どうでしょうか。

中川委員長

さっきの地元の方でしょう。これは後でまた。あれとはちょっとずれてくるので、後で一般傍聴者の意見聴取をいたしますから、そのときに質問をしていただくなり要望していただいて、それに対してお答えを願うということにしたいと僕は思うんですけど。

岩畑委員

というのは、その当時どういう形で危険云々についての対策をやったのかという議論は当然これから説明してほしいんですよ。それに対して、地元の方がどういう形の反応をしたかというのが、今現実におられるから、この時間帯においてお話を聞くのが私は非常に重要な大事なことであるというふうに思っているんです。

一般傍聴者

これだけ注目しているんですから今聞かせてください。後に回さしてください。

中川委員長

いやいや、この流域委員会としてはそれはできない。後で聞きましょうよ。

岩畑委員

まず、とりあえず、当時のその危険についての説明をお願いできますか。

一般傍聴者

委員の方の意見を聞いてください。委員長で勝手に決めないでください。

中川委員長

いや、この運営はそういう規則で決まっているんだから、後で皆さん、おっしゃったらいじやないですか。

古田委員

委員長。

だから、今はやっぱりこの委員会の皆さんの疑問、質問を聞いていってください。

地元の方の部分は、要望書もありますしある程度の部分は予測できますので。この課題の意見は紀の川流域委員会にはなじまないと思います。委員会の審議そのものに筋違いというか、違うと思いますので。

中川委員長

だから、僕はその過程ではおかしいと思うんだけどね。後で一般傍聴のご意見を伺うときに言っていたのであれば結構だと。

一般傍聴者

地元住民の命がかかっている問題です。普通の問題ではないと思います。

中川委員長

いや、この委員会は、補償するとか対策をどうするとかいうことを議論する委員会ではないんですから。だから、今でも後でも同じじゃないですか。

このまま進みましょう。

岩畑委員

とにかく当時の説明を先にやってください。

渡邊所長（国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長）

ちょっと私も、古い話なので、当時どういう説明をしてどういうふうになったという細かいところまでは存じ上げてはいないですけれども。

委員会で検討してそれに対する対策を実施するというので、工事については当然地元に対しても、地元説明会等々は、必ず説明しているところがございますので、当時どこまで説明してどこまで理解していただいているかということまではちょっとわかりませんが、こういう工事をして安全なんだという説明はしていたと想像するところがございます。

岩畑委員

ちょっと、僕は全く知らないことなのでお諮りしているんですけれども、この当時の委員長というのは渡さんですか。同じ委員長であると思うんですけれども。

渡邊所長（国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長）

事実関係だけですけど。

渡先生は当時は一委員で参加されてます。今回はその対策委員会の委員長をお願いしている状況でございます。

岩畑委員

それで、今お話を聞けば、その当時の委員会の、危険であるという指摘に関してはすべて対策をやったということですか。それは間違いはないんですか。

岩畑委員

そうすると、8月1日に第2回目があるということですがけれども、全く予期せぬこういう現象が起こったということですか。当時渡さんも参加した委員会においてはその可能性すらわからなかったわけですね。

渡邊所長（国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長）

渡邊です。

当時、何らかの危険性があればそれに対する対策は当然実施しているところでございますので、当時の技術水準ではそういう想定ができなかったのではないかと想像してはいますけれども、正式なコメントは、また委員の先生にいただかないといけないと想像しているところでございますので、8月1日の委員会でもまたそんなことも議論していただきたいと想像しているところでございます。

江頭委員

委員長よろしいですか。

中川委員長

はい。

江頭委員

江頭です。

私は地すべりの専門家ではないんですが、この検討委員会でぜひ次のような質問を委員会にしたいんですが。

常識的に、水をためると、地すべり面が水面より下にあれば何となく安定といいますか、ためる方向にあれば安定じゃないかというのは直感的に思ったりするんですけども、水をためて何で滑ったのかというところをぜひ調べていただくように。

多分滑りの現象として極めて難しいことが起こっているんじゃないかというふうに想像いたしますので、ぜひそこら辺の答えが出るようにご検討いただきたいということを一言申させていただきます。

小川委員

いいですか。

私は直接白屋地区に行ったんですけども、1時間ぐらいいてる間に船酔いみたいにすごく気分が悪くなったんですよ。この地元に住んでる人はこれでは大変だなと思ったんですけども。船酔いみたいに気分が悪くなったのは何でなんですか。

渡邊所長（国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長）

済みません、私はそういう気分になったことがないんでわからないですけども。

特に被害のひどいおうちの中に立たれますと、大分家の勾配に傾きが出てますので、通常立っているのと、見える風景と内部の風景が違うところがありますので、そういうところに立たれるとそういうこともあるのかなとは思いますがけれども。

動いてますということで先ほどグラフを見せましたけれども、動いている量につきましては、1日に0.5mm延びているとかいうオーダーですので、一月継続しますと1mmとかいうぐらいのオーダーの動きですので、動いているから船酔いというようなことはちょっとないんじゃないかなと思っるところでございますけれども。

小川委員

でも、それというのは、白屋地区が村として存在、存続していくのは不可能じゃないかなと私はそのときに思ったんですよ。ここではとても住めないなと、生理的に住めないなとそのとき思ったので、その辺のところはどんなふうに思ってるんですか。

渡邊所長（国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長）

私そのものも地すべりの専門家という立場ではございませんのであれなんですけれども。

基本的にまだ原因究明がなされてない。原因究明がなされて対策工というのが出てくるものだと思います。

それで、どういう対策ができるかということをもっと先生方に議論していただいて、その結論を受けて、行政としてどういう対応をするかということを決めていきたいと思っておりますので、まだ今の段階でそういうことは行政の立場として発言できる状況ではないのかなと思っるところでございます。

岩畑委員

岩畑です。今の件で。

小川委員の方からちょっとお話がありましたけれども、6月8日に地元の方が現地へ行かれたということで、私もちょっとお誘いを受けたんですけれども、残念ながら行けなかったんですけれども、そのときの8日の状況はそういうことであると。

そして、6月上旬に第1回の検討委員会の会議で、要するに亀裂に大きな変化は認められないという記者会見をやってますね。大きな変化は認められないとか割れの原因は湛水によるとは断定できないというような検討委員会の発表と、地元の方並びに見学された方が体験しての感じとのギャップが、かなり僕はあるというふうに思うわけなんです。それに、どのようにその当時に危険云々についての説明を地元の方にされてたのか、またどういう合意事項であったのかとかいうところを知りたいために、本日来ていただいている方に直接聞くのも、我々が審議する対象の1つになるんじゃないかなということで発言をさせてもらったわけなんです。

それと、もう1つ、きょう奈良県関係の役所の方は来られてませんか。本日は見えられてませんか。

といいますのは、この78年、何度も言いますけれども、潜在的地すべり地であるということを経済省がちゃんと公表しているわけですよ。それで、奈良県自体が地元の方に、今回のこの大滝ダム工事について、今の住居云々の状況をどういうふうに説明されてたのかということなんですよ。もし奈良県の役所の方が来られてたらちょっと説明をお願いしたいんですけれども。

だから、こういうことになると、傍聴であると発言ができないということになると、後に後になって、その30分の傍聴時間云々ということをやるとタイムラグになって、審議、議論ができないわけですよ。それで私は委員長の方に、簡単なコメントをしていただきたいと。

中川委員長

いや、だから、ここで委員会をやめればよろしいよ。

古田委員

委員長、それだったらもう委員会をやめてやったらいいと思いますけど。

中川委員長

よろしいね。もう委員の発言はやめて。

古田委員

我々が知りたいのは、あくまでも現状がどうなってて、そして整備計画をつくっていく上でどういうふうな形になってくるのかということを知りたいんですけども、今現状は原因調査中だということなので、その報告を待ちたいというのが流域委員会としての立場だと思いますけども。

中川委員長

8月1日の第2回の検討委員会でその結果が報告されて、それを待って、その原因なりあるいは現在の状態というのを、十分科学的な分析をした結果に基づいて説明してもらおうと、その結論を出すということが非常に大事じゃないかと思うんですよ。

それで、それなら私は委員会をやめますよ。一般傍聴者の発言で結構です。どうぞ手を挙げてきちっと言ってください。どうぞ。

一般傍聴者（竹垣氏「川上村 白屋区副区長」）

はい。

中川委員長

はい、どうぞ。

一般傍聴者（竹垣氏「川上村 白屋区副区長」）

私は今白屋地区の副区長をしております竹垣と申します。

先ほど所長からお話がありましたが、重複するかもわかりませんが、過去から現在までの経緯をお話しさせていただきます。

ダム計画当初から、昭和42年に、このダムをつくれば我々白屋地区は居住地としては耐えられないということで、全戸移転の要望書を国に出しております。

それから昭和48年、第1回、国の依頼で要請された地すべり対策委員会の報告書によれば、地層については逆目であり、川床は比較的健康で良好であるというふうな報告書が第1回目にあっただんです。

それが我々には納得できず、金沢経済大学のヨシオカ先生、またワダ先生、今はもう亡くなっておりますけども、この先生方に依頼して、1年間の調査の結果、この地区はダムができれば絶対にもたないんだというふうな意見をいただきまして、その報告書を県の方に出したんです。

県がそれを見てまた慌てて、今の渡委員長がその中で委員でおられた、地すべり対策委員会の

第2回目の報告書が、48年とは打って変わって、この地質は流れ層で潜在的な地すべり地である。又ダムをつくればますますこれが増幅するであろうと言いながら、国がこれをごり押しでやってきたわけですね。その結果、今の現状になっておるわけです。

これが、3月17日にダムが湛水し始めてから、4月20日、髪の毛1本ほどの亀裂が見えたんです。4月20日になればますます亀裂が開いてきまして、国交省にすぐに連絡を入れました。その日に写真を撮りに来てくれましたけども、5月9日まで国交省としては何の対応もなかったんです。これはゲージとか、そういう機械の設置もしに来られず、先ほど説明があったように、5月14日に渡委員長以下3名の先生方が白屋の亀裂の状態を視察に来まして、6月5日ですか、第1回の委員会が大阪シティプラザで開かれました。

その資料というものは、日本工営が2週間ほどにわたって資料を集めまして、ほとんど軽微な幼稚な資料です。先ほども、季節外れの台風が5月30日にあったといわれましたが、その台風後においても、63mmの雨量が降りながら何ら変状もなかったということですねんけども、石垣の崩落、また新たなクラックがありました。それにもかかわらずそういうふうな答申が出ておるわけです。

これは、日本工営は上に上げてありますけれども、先生方はその資料についてはもらっていないということで、国交省の方で改ざんしたのと違うのかと私はついたんですわ。朝日新聞社が調べたところ、これは先生方には資料を上げてなかったというふうな経緯で来ておるんです。

とにかく国のやることというのか、昔から、昭和56年のときにも、調査内容に対しても資料は開示されず、とにかく国のごり押し的な形でやってきた結果、こういうふうな結末になったわけです。

それから、6月5日に第1回の検討委員会の中で水位をこの状態で一定にすればいずれ収束するであろうという答申がありましたけども、その時点で因果関係はもう認めておるわけです。だから、収束するであろうどころか増幅するばかりで。

私ところの下の家は7mの幅で14cmの段差がついておるわけです。14cm段差がついておるということは相当傾いておるわけですね。4cmの段差がついておれば人間は住まれないということを知っております。そういうような状態になってもまだこのダムの起因であると認めない。

7月2日に、正式な委員会ではなかったですけど、この渡委員長以下2名の方が来られて、そこにおいて初めて地盤沈下、倒壊については渡委員長は認めました。これはダムの起因によってできたということでありました。

国に依頼された委員会の先生方は、100%は認めないけれども、そういうふうなことで、ダムの起因でこういう現象が起こったということは認めておるんです。

けど、我々が依頼しておる先生方は、依頼しておるといのか自主的に来られている先生方は4名おります。この4名の先生方は、ダム本体そのものももたないのと違うかということで、結局この白屋区の、この急傾斜地である、場所には居住地としては耐えられないということで、これは絶対にもたないんだと、もし万に一つ対策工が今後あるとしても我々が住むことは絶対にできないんだという報告をいただいております。

それから、7月2日に、水位を下げて下の亀裂を見たいんだと渡委員長以下先生方3人がおっしゃって、私は素人ながら、早く見るんでしたら水中ロボットを入れて見たらどうだということをご提案したんですねんけど、そのときは鼻で笑ったような言い方をしてましたんです。

しかし、この間、7月18日にロボットを入れたんですわ。ロボットを入れると10カ所において亀裂があったわけです。その一番大きな亀裂は、幅7cm、長さは15cmに至る亀裂があったわけです。これはとにかくダムの起因によると認めざるを得んわけですね。今までやっておった対策工ではもたなかったということが事実判明したわけです。

だから、こういう事実関係がどんどん上がってきたわけですから、早く行政の方にも、むだな仮移転とかに税金を使わずに、とにかく全戸永住移転、これは昔から、40年前から我々白屋住民は申し述べ続けてきてます。だから、一刻も早く行政の方で判断、決断をして全戸永住移住をお

願いたいというところです。

先ほど渡邊さんがおっしゃったことでも、いろいろ違うような話のところもかなりあったように思いますので、私が話ししておりますのが大体、今まで白屋地区がこういうふうな現象に至るまでの経緯というのか、これが本当のお話です。

ひとつ委員の方々、この意見を取り上げていただきまして、早く白屋地区が永住移転をされるよう、行政の方に決断をしていただくように要請をしていただきたいということをお願いしたいと思います。以上です。

中川委員長

はい。

一般傍聴者（竹垣氏「川上村 白屋区副区長」）

教えてください。所長教えてくださいよ。

永住移転に対して、今までの事実関係がどんどん積み重なってきておるわけですから、今私がお話ししたように、この件について今現在渡邊所長のご意見をお伺いしたいと思います。

中川委員長

済みません。

この流域委員会は、今の補償であるとか対策とかを検討する場ではないんです。それは別個に国土交通省の方へ、何らかの適当な場でご発言、要求していただきたいと思います。これは答える必要はありません。

一般傍聴者（木ノ本氏「玉川峡を守る会」）

はい。

中川委員長

どうぞ。

一般傍聴者（木ノ本氏「玉川峡を守る会」）

手短かに申します。玉川峡を守る会の木ノ本と申します。

8月1日にまた委員会があるとのことで、それまで待てばいいのだという意見も委員の方からありましたけども、それまでに起こらないことを望みますけれども、今地割れ現象で終わってますけども、地すべり自体が起これば一体だれが責任持つんですか。

流域委員会というのは補償とか金額のことを決めるわけじゃないと思います。でも、公平、中正な立場で、紀の川の将来のことを考える委員会である以上、国に対して、住民の命がかかっているわけですから、早急に勧告する、早くしてやってくれと、国はどうしているんだと、40年も前からだよ、流域委員会がしかと聞いたんだ、こういうことをどうして言えないんでしょうか。

私は流域委員会の存在を、もし言えないであるならば、何のための流域委員会なのかな、紀の川の将来の悠久を考える、私らも紀の川流域に住んでいる住民ですので、今の竹垣さんの意見については、ほんまに切実な思いでいっぱいです。

国は、治水論を言うときには住民の命の安全ということを第1に言うのにかかわらず、この問題は後回していいのでしょうか。すごく疑問に思います。

一般傍聴者（新保氏「社団法人大阪自然環境保全協会」）

社団法人大阪自然環境保全協会の新保と申します。

第1点。国土交通省は、白屋地区の住民の要求の処理をここで誤られると将来に大きな禍根を残すこととなります。これをしっかり考えてください。

2番目。大滝ダムの問題は、ダムの被害について、一般住民にとって非常にわかりやすい例になりました。

3番目。既に三重県青山町の川上ダム建設予定地では、ダム湖の水が尾根1つ挟んで同じ高さに来るということがわかった住宅団地の住民からは不安の声が出てきました。地質調査を追加されると言われています。

ダム建設を進めようとするればまた出費がかさむこととなります。これがダムの最初の出費、500億とか1000億とか言われるものが、1000億、2000億になる一番大きな原因ではないでしょうか。

4番目。白屋地区の住民は当初から全戸移転を要求されています。このような現象を予知される調査も行ってこられました。25年前、ここの調査に携わられた大阪市立大学工学部地盤工学科の高田先生は大阪自然環境保全協会の会長でもあります。大阪自然環境保全協会としては、白屋地区の住民の要求をすべて支持します。

5番目。ここの委員会の中川委員長は、大滝ダム建設に深くかわられた責任者だとお伺いしております。現在の状況をどのように認識されておられるのでしょうか。ぜひお聞かせください。

安心と安全は違います。幾ら対策工をされて安全だと言われても、これほどの経過のある地区の住民は安心して住めるものではありません。ぜひ白屋地区の住民の方のご要望を、これ以上こじれることのないよう国交省にお伝えいただくようよろしくお願いいたします。以上です。

中川委員長

私が発言するのは非常におかしいんですが、委員長としてではなくて、いろいろ自分の個人的な意見というか、技術的なことも含めてちょっとお話ししますと。

ダムと今言われた地すべりの問題は、ご承知のように日本の、例えば中央構造線を通る、あるいはその近傍で、地すべりを起こしたダムの貯水池は、皆さんご承知でしょうが、ある意味では数限りなくあるんです。

そういうものについて、湛水後にそういうことが起こったところも私は幾つか実例として自分で見ておりますし、そういうものに対する対策というのは、それはそれなりにとられている。その結果、ある限定された操作あるいは新しく環境というものが定着していくと、そういうものがあるところで収束していくというのが普通なんですよね。

ただ、今は、こういった自然を、例えば水位を上げるといようなことは、今まであった河川の環境を急激に変えたところに原因があるのは、僕は当然といたらいかんですが、当然起こる。

私なんかは、例えば中国に山峡ダムというのを今つくってますけれど、私はあれの技術委員会をやってあって、あれは洪水調節のために水位を60mぐらい上げたり下げたりするわけですね。あれも上流は、私がずっと見てますと、実際上山は動いている。恐らく私は、あれは大きな大災害を起こすと。1963年に、イタリアのバイオントダムが3億tのところから1億tの地すべりを起こして、それで完全に、ダム自体は破壊しませんでしたけど数千人の犠牲者を出した。私も当然そこへ調査にも行ってありますしあれですが、そういうことは起こるんですね。

だから、今少なくとも、何かと言いますと、恐らく大滝ダムの中の白屋地区については、あの地形を見ていると、地すべりを起こすべき地形、私は幾つかのあれを見て思った。

そういうことには、今先ほどおっしゃったように、どういう経緯があるにしろ、県にしろ建設省にしろ、そういうことをきちっと気づいておったと。しかし、そういったことでそれなりの対策工を施していたんですが、ここが大事なところで、自然現象、例えば地震がいつ起こるかということを皆が予測できないと同じように、どこから滑るか、どこからどういう現象が起こるかというのはわからないんです、本当のところを言って。今の対策工の中でおさまるような滑り面を持つ場合もあるし、そうでない場合もあるんですね。それは、いろいろボーリングをやったり何々して、その傾斜計とかをつけて調べるんですけれども、その中から一般的にこうだということを断定的に評価するわけにはいかない。だから、そこにある程度の安全率をかけた形でそういった対策を施すわけです。

とって、こういった地盤自身が非常に大きく動くという現象について、どれだけの力がかかってどれだけの湿潤状態になって、どれだけ土が緩んでどうした、どこから動くかということは、これは本当のところを言ったらわからんわけです。

だから、極端なことを言ったら、そんなことを言ったらあれですね、川の底から全部そういうプロテクションをやらないと、あるいは地盤が動かないように完全に、例えばモルタルで固めるとかいうことをやらなかったら、それはだめであったらと思うんですね。

とって、例えば調査委員の方とかあるいは砂防、地すべり技術センターといったメンバー、技術者は、今まで私が言ったような数限りない地すべりの体験というか経験と、そのきちっとしたデータをいっぱい持っているわけです。これが必ずしもそのまま大滝ダムの白屋地区に当てはまるかどうかはわからん。それを検討しないかんのですから。そういうことによって、その次なる対策というのか、そういうものを出してくると。そういうことが行われるというのが今の段階だと私は思いますね。

したがって、例えば8月1日の検討委員会でそれがどこまで出るか、いわゆるその原因が究明される段階か、あるいはそれに応じた適切な対策を提示されるかどうか、そこは今のところ委員会にお任せするしかないわけですがけれども、そういったことをやはり本当に不安のないように、きちりした検討を続けて具体的な対策を施すということに向けて前進をしてもらわんことにはまずいと。また、されるでしょうね。そういうことが非常に大事だと私は思いましたね。

あと、さっきおっしゃったように仮設に移転されたら。それは戻られるか、あるいは永久にそこが使い物にならないかどうかとかいうような判断、それはこういった調査の結果でどういうふうなジャッジメントを下すか、ここだと思うんですね。実際そこに住んでおられた方の本当の切実な気持ちというのは、当然そういう現象が起こったら、はっきり言って地震で家が倒壊したと同じような印象なんですね、これ。だから、それに対してもやはりそれなりの対策をとっていくということであろうと思います。

先ほどおっしゃったようにダムができれば必ず地すべりが起こるかといったら、決してそうではない。そんなことはありません。ずっと皆調べていってください。水位を上げようが下げようがびくともしないような貯水池もあるわけです。

だから、そういうことを考えますと、大滝ダムというのを今の白屋地区自身も、確かにそれは地すべり地帯として、非常にそういったものが地すべり地帯に属しているということは、当然早くから気がつかれていたことなんですね。だから、それを前提にしていろいろ今度考えられてきて、たまたまというよりも、それがきちっとどこから滑るかとか、そういうようなものを的確に工学的に、あるいはそういう面で予測することは。

先ほど何か4人の先生がどうかおっしゃったが、恐らくその方も、あるデータに基づいてこれがここから滑るとか、こういうことは絶対おっしゃってないと思うんです。私が言うような地すべり地帯として、その危険性があるということをおっしゃっただけだと。そういうことだと思えます。ボーリングの結果に基づいてどうだとか、どういう対策をしたらいいか、そんなこ

とは恐らくコメントされてないはずです。されてますか。

一般傍聴者（竹垣氏「川上村 白屋区副区長」）

はい。

中川委員長

どんなことを言われた。

一般傍聴者（竹垣氏「川上村 白屋区副区長」）

現に、この亀裂の状態が起こってから、もう3度も4度も現地に来ていただいているわけです。

中川委員長

それは起こってからでしょう。その前、昔です。

一般傍聴者（竹垣氏「川上村 白屋区副区長」）

昔からも、同志社大学のナカガワ先生、これは地学の先生ですけど、川上のダムの関係もありましたけども、トンネル関係で地質の調査をしに来ていただいて。それは何十年も前からです。その地質の状況が、白屋地区のホールと正面の人知地区の方も自分が調査材料としている注目していたということで、その時分から、その断層構造とか、またボーリングのコアなんかいろいろな調査をされて。それで、我々が今依頼している4人の先生方は異口同音に、とにかくこの白屋地区はもたない構造であると。

今現にその対策はやってて、もたなかったんですからね。またこれからどのような対策をやるのか知りませんが、56年にこの地区は潜在的な地すべり地域であると認めておるんですから、かなりの対策。

中川委員長

私も何もそれは反対してない。僕もそれは地すべり地帯やとわかってる。そんなもの見たらだれでもわかるんです。だから、それに対してね。

一般傍聴者（竹垣氏「川上村 白屋区副区長」）

だから、かなりの調査もやっております。

中川委員長

その人がどこまでそれをプロテクションしたらいいかとか言ってないわけです。

一般傍聴者（竹垣氏「川上村 白屋区副区長」）

いやいや、56年の我々白屋住民に開示されなかったデータそのものは、このごろ資料は出てい

ます。その資料をもとに、白屋地区はこのダムができれば。これはまだ未知の世界を経験してません。50%の段階でああいう状態が起りました。あれは調節ダムですから、これから1年の間に何回も100になったりゼロになったりします。その経験はまだ一回もしてないんですよ。その経験も待たずして対策法が出るんですか、これ。

中川委員長

それは、例えば滑り面というか、どこから滑っているとか、どこに亀裂があるか、それが十分わかればそれに応じた対策ができると思います。

一般傍聴者（竹垣氏「川上村 白屋区副区長」）

これは何遍も経験してこそ、その対策法が出るとは思いますけど。

中川委員長

いや、そんなことない。

一般傍聴者（竹垣氏「川上村 白屋区副区長」）

そんなことないと先生はおっしゃいますけど。

中川委員長

そういう経験が幾つかあるんですからね。

一般傍聴者（竹垣氏「川上村 白屋区副区長」）

その経験も幾つかある、それがすべて白屋地区に当てはまるかどうかわかりませんが、これ。

中川委員長

それはわからんけれど、そこがあれじゃないですか、技術と工学とかいう。

一般傍聴者（竹垣氏「川上村 白屋区副区長」）

国が依頼された先生方はそういうふうにおっしゃいますけども、こちら側が依頼した先生は4人とも同じような意見で。学説的に学者はいろいろな説はあると思いますけど。

中川委員長

その先生方がどこから滑るかとか、そんなことは言ってないと僕は思います。

一般傍聴者（竹垣氏「川上村 白屋区副区長」）

それは公開討論でその先生方と委員会の方々と討論してくださいよ。そうせんことには我々納

得できませんわ。それをしていただくことによって、どこがどうや、ここがどうやって、我々素人やから技術的なことはわかりません。わからんから公開討論で。その先生方はこの地区はもたないということをはっきりおっしゃっているんやから。

渡委員長は今度8月1日にどうおっしゃるかわかりませんが、これがもつんやと、万に一つこういう対策を加えればもつんやという意見が出てきたときに公開討論でやってください。

中川委員長

それは国交省の方でどうやるかお願いになったらいいと思いますけどね。

一般傍聴者(竹垣氏「川上村 白屋区副区長」)

とにかく、この白屋地区の永住移転というのは、もつもたない、これは国が考えるのは、とにかく地すべりを起こさないための対策を今検討しているはずですが。けど、白屋地区、今我々が住んでいる地域は、もし万に一つそういうふうな対策法があっても、徐々に地すべりを起こすなり、また台風時とか、雨期とか、また地震とか、こんなときに緊急避難、緊急避難って毎年何遍も何遍もできそうなことやないです。これは孫子の代までのことですからね。孫子の代まで。やっぱり今決着つけとかんことには、いつまたこのような状態になるかわかりません。

先ほど先生は天災みたいなこと言いましたけど、これはあくまでも人災ですよ。先ほど天災みたいな感じのお話しされましたわね。

中川委員長

うん。

一般傍聴者(竹垣氏「川上村 白屋区副区長」)

これは人災ですよ。これはダム水位を一定にすれば収束するであろうという時点で渡委員長がもう認めておるわけです、ダムの起因であるということ。それからどんどん認めていて、ダムの水位を下げて下の亀裂を見たいんだと6月5日のときに答申がありました。そのときに、ダムを下げて下で亀裂が起こってたら、必ずダムの起因によってこういう現象が起こってるんだということであるから見たいんだと。それがこの間、7月18日にロボットを入れたときに10カ所。ロボットですから下の方はヘド口で見えない状態ですな。ある程度コケもありますし。そのカメラですら10カ所も見えず今度、ダムの水位を下げて肉眼で見たらもっとあるはずですよ、これ。

その技術的なことは先生方が討論したらよろしい。けど、我々が安全な地に行く行かんというのは行政の判断です。行政が早いこと決断を下してくださいと。これだけの事実が重なってきているんですから。仮設住宅に一遍来てください。あんなとこで住めるようなとこと違いますよ。

だから我々は、あそこがもしもったとしても、あそこは居住地としては不適合やということ。56年のときに烙印を押されているんやから。もうそのダムが滑らなくても居住地としては耐えられないということですから、全戸永住移転を要望しているわけです。それは間違わんとってくださいよ。もったら帰ると違いますよ。もっても住めないという判断ですよ、これは。それを間違わんとははっきり上の方々に話をさせていただきたいと、こう思うんです。

中川委員長

その問題については、いろいろ4者の協議会等でよくお話しになって要望されているわけね、今。

一般傍聴者（竹垣氏「川上村 白屋区副区長」）

もう2回、再度要望。7月4日にも、国にも県にも村にも要望書は出してあります。きょう資料がありますけど、嘆願書の中にも後部の方を読んでいただいたら大体わかると思うんですけど。

全部国がやったことですので、このダムは国が計画をし、国が依頼した業者が調査又国の先生方によってというふうに全部国関係です。私らは一つもやってません、これ。全部、我々がこの委員の方々にこの調査を頼んだということではないわけです。全部国が我々に関係なしに依頼して先生方が判断して、そしてこういう結果になったと。全部国の関係です。だから人災やと言うておるんです。それは間違わずに。これは全戸移転と。

もうあそこは居住地としては耐えられないということが。先ほどもこのビデオで見ましたとおり、本当に50度近くある急傾斜地で、その上にぼんと建っているわけです。抜けたら、あんなんひとたまりもないわけです。だから、42年から国の方に全戸移転の要望書をずっと出してきておるわけです。試験湛水前にもまだ要望書で頼んでました、全戸移転させと。必ずこういう状態は起こりますと。

それは全部国が、公開なしに非公開で、その調査資料も開示されなかったと。開示されてたら我々の先生方にもこれをお見せして、これでもつかどうかという検討も加えてきたわけですから。そういうことを一切なしに、国が依頼された先生に国がそういうふうな形で全部すべてやってきたわけです。どうぞ全戸永住移転をこの委員会の中で。国の方に早く行政の判断を願いたいと。そういうことをお願いしたい。

古田委員

いずれにしても現状はよくわかったので、要望とかそういうのはするべきところへしていただいてこの委員会の議事は促進してください。意見は何ほでも聞いてくれたらいいと思うんですけども、もうこの委員会の予定時間もオーバーしていると思います。大滝ダムの課題は、その課題を検討する場所で展開していただきたいというふうに思います。

中川委員長

この問題は、今も皆、整備局から事務所の人もおられるので十分意は通じたと私は思うんですが。

それでは、議事はあと残っているのは次回開催ですが、次回は紀の川の河川整備計画の立案といえますか原案の。それで、環境とか利水とか、あるいは維持管理の問題、その審議を行わせていただきたいと思いますので、開催はできれば9月に、またできればここで行いたいと思いますがよろしゅうございますか。

江頭委員

江頭です。先ほど申しおくれたことがありまして。住民意見の反映のところ、これまでに住民の意見を反映して整備計画ができていったところがありますね。できれば、どういように整備計画の中に住民意見が反映されてきたかという、そこら辺の中身を少し調べていただければと思うんですが。調べられる範囲で結構ですのでよろしく願いたいと思います。

以上です。

安藤委員

議事の委員会の方でやりますよと、おっしゃって下さい。

中川委員長

今のは恐らく議事の復活だな。

安藤委員

議事を再開しますということで切り離していただきたい。委員会の方で意見を聞いたと言うことになる。

中川委員長

どうも申しわけない。今の次回の開催については、これは議事で。議論の流れから先に一般傍聴者の意見を聴取したということですから、その間は議事ではない。それはよろしゅうございますか。そしたら、第17回の紀の川流域委員会を9月に行いたいと思います。

それから、もう1つ。小川委員の方から4点について資料の要請がある。これは先ほどの委員からの意見・要望、これですね。

小川委員

一般からの意見にくっつけて4点ばかり資料の要請をお願いしたいんですけども大丈夫ですか。これはどこが用意していただけるんですか。

中川委員長

これは要望でなくて何かあれがありましたね、意見の資料を求めると。

小川委員

はい。

中川委員長

それで、これについては庶務の方で資料を整えた上で小川委員の方にその資料をお渡しすると、そういう形になると思います。それとともに、もしも必要とあれば、勉強会がありますが、そういうものを開いて、それについての議論をするということも可能ではあるかと思えますけど。

小川委員

これ、3番4番は遊水池のことなんですよ。また悪いんですけども。それで、私も勉強不足で知らなかったことで新しい展開になっているので、勉強会でもまた参考になるかなと思まして。

それと、済みません、この守る会の石神代表からの意見書を委員の皆さん読んでおいてください。

中川委員長

いずれにしろ、まずは庶務でこれに関する資料を整えてもらって小川委員にお渡しすると。それでよろしいですか。それでは、そういうふうにさせていただきます。

ほかに全般について委員のご意見はございませんか。

私の議事進行が非常に混乱いたしまして申しわけございません。長時間にわたっているいろいろな貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。それでは、一応これで流域委員会を閉会させていただきますと思います。

庶 務

長時間にわたる審議、どうもありがとうございました。

以上で第16回紀の川流域委員会を終了させていただきます。お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。